

会 議 録

会 議 名 (付 属 機 関 等 名)		第 1 回 川 西 市 障 が い 者 自 立 支 援 協 議 会		
事 務 局 (担 当 課)		健 康 福 祉 部 福 祉 推 進 室 障 害 福 祉 課 内 線 (2 6 5 6)		
開 催 日 時		平 成 2 8 年 1 2 月 1 4 日 (水) 午 後 1 時 3 0 分 ~ 午 後 2 時 4 5 分		
開 催 場 所		川 西 市 役 所 5 0 2 会 議 室		
出 席 者	委 員 (敬 称 略)	安 田 会 長、西 川 副 会 長、田 口 委 員、中 谷 委 員、池 田 委 員、聳 城 委 員 西 中 委 員、秋 山 委 員、植 田 委 員、小 泉 委 員、久 保 委 員、蒲 原 委 員 副 島 委 員、平 田 委 員 (欠 席 委 員) 佃 委 員		
	そ の 他			
	事 務 局	岡 本 福 祉 推 進 室 長、福 丸 障 害 福 祉 課 長、山 下 障 害 福 祉 課 長 補 佐		
傍 聴 の 可 否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 不 可 ・ 一 部 不 可	傍 聴 者 数	0 人
傍 聴 不 可 ・ 一 部 不 可 の 場 合 は、そ の 理 由				
会 議 次 第		1 . 開 会 2 . 会 長 ・ 副 会 長 の 選 出 3 . 報 告 事 項 (1) 第 6 次 川 西 市 障 が い 者 福 祉 計 画 の 進 捗 状 況 に つ い て (2) 障 害 者 差 別 解 消 法 に 基 づ く 川 西 市 職 員 対 応 要 領 に つ い て (3) ハ ピ ネ ス 川 西 相 談 支 援 事 業 所 の 開 設 に つ い て 4 . 協 議 事 項 (1) 地 域 生 活 支 援 拠 点 の 整 備 に つ い て (2) 障 が い 者 自 立 支 援 協 議 会 の あ り 方 に つ い て 5 . そ の 他 6 . 閉 会		
会 議 結 果		別 紙 の と お り		

審 議 経 過

事務局	<p>開 会（午後 1 時 3 0 分）</p> <p>定刻になりましたので、只今から、平成 2 8 年度第 1 回川西市障がい者自立支援協議会を開会いたします。</p> <p>本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、障害福祉課長の福丸でございます。会長が選任されますまでの間、私が進行を担当させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>まず、委員の出欠をご報告いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は 1 4 名です。佯委員からは欠席する旨の届出をいただいております。</p> <p>会議に先立ちまして、事務局から、お詫びさせていただきたいことがございます。</p> <p>この障がい者自立支援協議会につきましては、昨年 4 月 1 日から来年 3 月 3 1 日までの 2 年間で任期として、皆さまに委員へのご就任をお願いしていたところでございますが、私ども事務局側の事情により、本日まで協議会を開催できなかったことにつきまして、まずもってお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。</p> <p>まず、「川西市障がい者自立支援協議会設置要綱」第 5 条の規定により、会長及び副会長を選出する必要があります。</p> <p>本来、委員の互選により定めることとなっておりますが、皆さまのご了承を頂けるようでしたら、事務局から推薦させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」の声あり ）</p> <p>ありがとうございます。それでは、事務局から推薦をさせていただきたいと思っております。会長には安田末廣委員、副会長には西川 晶委員をご推薦申し上げたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」の声あり ）</p> <p>ありがとうございます。ご異議がないようですので、安田委員を会長に、西川委員を副会長にそれぞれ選出することに決しました。</p> <p>それでは、安田会長、西川副会長、それぞれ前方の会長席、副会長席に</p>
-----	--

審 議 経 過

会長	<p>お着きくださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、ここからは、安田会長に議事進行をお願いしたいと思います。安田会長、よろしくようお願いいたします。</p> <p>それでは、私の方で会議を進めさせていただきますので、よろしくご協力の程お願いいたします。</p> <p>まず、「報告事項」です。3件の報告事項がありますが、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、本日報告事項が3件ございます。一括してご説明させていただきます。まず報告事項の1「第6次川西市障がい者福祉計画（第4期障がい福祉計画）進捗状況について」でございます。「資料1」をご覧ください。</p> <p>こちらは、平成27年度末現在での「第6次川西市障がい者福祉計画」の進捗状況です。</p> <p>計画に記載しております各事業につきまして、所管課、それぞれの事業を担当する課による評価や進捗状況、今後の実施見込み、現状と課題について一覧で記載しております。</p> <p>内容が多岐に渡っておりますので、個々の事業に関するご説明は割愛させていただきますが、引き続き、計画の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>次に、「資料2」をご覧ください。</p> <p>こちらは、「第4期障がい福祉計画」の平成27年度末現在の進捗状況でございます。2ページをご覧ください。</p> <p>第4期障がい福祉計画では、大きく三つの項目について、計画の最終年度である、平成29年度における成果目標を定めております。</p> <p>一つ目は、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」に関する目標で、二つの数値目標を設定しております。</p> <p>一つは、地域生活移行者数に関する目標で、施設に入所されている人のうち、14人が、自宅など地域での生活に移行することを目標としておりますが、27年度末までの移行者数は2人ととどまっており、目標値とは大きな乖離がある状況です。</p> <p>もう一つは、施設入所者の削減数に関する目標で、計画期間中に施設入所者数を5人減少させることを目標としており、27年度末までに12人減少しておりますので、現時点では目標を達成している状況にあります。</p> <p>先ほどの一つ目の目標は、地域移行により退所される方の人数に関する</p>

審 議 経 過

目標でしたが、二つ目の目標値は、退所される方がある一方、新たに入所される方もありますので、入所者の総数を減らしていくという目標になります。

次に、大きな二つ目の成果目標は、「地域生活支援拠点の整備」に関する目標です。こちらに関しましては、本日の協議事項にあげさせていただいておりますので、のちほど、ご説明いたします。

次に、3ページをご覧ください。

大きな三つ目の成果目標は、「福祉施設から一般就労への移行等」に関する目標で、三つの数値目標を設定しております。

一つ目は、一般就労移行者数に関する目標で、平成29年度に、就労移行支援事業等を利用して一般就労する人数を14人とすることを目標としております。27年度の一般就労者数は9人となっております。過去3年間の一般就労者数は、毎年9人づつとなっており、目標値の達成は容易ではない状況ですが、引き続き、取り組みを進めてまいります。

二つ目は、就労移行支援事業の利用者数に関する目標で、平成29年度末時点で利用者数を15人とすることを目標としております。27年度末時点の利用者数は16人となっており、現時点では目標を達成している状況にあります。

最後に、就労移行支援を行う事業所ごとの就労移行率に関する目標で、市内の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所が半数以上とすることを目標としております。27年度末時点で市内に2カ所ありました就労移行支援事業所のうち、1カ所が、9割以上の就労移行率を達成していますので、27年度末時点で目標は達成していましたが、その後、残念ながら市内の就労移行支援事業所は、いずれも廃止または休止となっており、市内には事業所がない状況となっております。

4ページ以降には、障害福祉サービスや地域生活支援事業等について、それぞれサービスごとの実績を記載しておりますので、ご確認ください。

報告事項の1につきましては以上です。

続きまして、報告事項の2「障害者差別解消法に基づく川西市職員対応要領について」でございます。「資料3」をご覧くださいと思います。

本年4月に施行されました障害者差別解消法では、国及び地方公共団体は、障がい者を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、障がいのある人に対する合理的配慮の提供が義務付けられております。本市におきましてもこの法律の趣旨に従いまして、事務又は事業を行うにあたりまして、職員一人ひとりが適切に行動していくことを目的としまして、職員対応要領を策定しました。

審 議 経 過

その内容としましては、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止についての基本的な考え方や具体例、また合理的配慮の提供についての基本的な考え方や具体例などを記載しておりまして、その策定にあたりましては、庁内の各部署からの意見聴取や障害者団体の皆さま方からのご意見をお伺いしながら、策定を進めてまいったところです。

本年 8 月に策定しました後、職員への周知を図りますとともに、10 月には 4 月に採用されました職員を対象としました研修も実施したところです。

今後とも障害特性の理解促進を図り、市民一人ひとりに対するきめ細やかな市民サービスの提供を心掛けながら、積極的な取り組みができるよう職員の階層別研修などを実施していく予定となっております。

なお、今のところ各職場や市民の方からこの対応要領に基づくご意見はいただいておりますけれども、ご意見をいただいた場合には改善に向けて検証いたしますとともに、可能な限り、具体例の収集や共有を図るなど障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

報告事項の 2 は、以上です。

次に報告事項の 3 「ハピネス川西相談支援事業所の開設について」でございます。「資料 4」をご覧ください。

本市では、障がいのある人やそのご家族からのご相談に応じて、必要な情報提供や福祉サービスの利用援助等の支援を総合的に行う相談支援事業につきまして、これまで川西市社会福祉協議会への委託により実施してまいりましたが、かねてから相談窓口の拡充を求めご意見を各方面からいただいております。第 4 期障がい福祉計画におきましても、相談支援事業の実施箇所数を 3 カ所とすることを目標としていたところです。

この度 10 月 1 日から、社会福祉法人正心会への委託によりまして、新たに「ハピネス川西相談支援事業所」を開設しましたので、従来の「障がい児(者)地域生活・就業支援センター」及び「児童発達支援センター 川西さくら園」とあわせ、3 カ所の窓口でご相談をお受けする体制が整ったところです。

事業所の概要につきましては、1 番に記載しているとおりです。

なお、受託事業者の選定については、2 番に記載しておりますとおり、公募型プロポーザル方式により実施いたしました。

これは、価格のみによる競争では、所期の目的を達成できない契約を締結する必要がある場合に採用する方法で、一定の条件を満たす者を公募により選定し、業務に係る実施方針や提案等を受け、ヒアリングを実施した

審 議 経 過

会長	<p>上で、専門性や実績など業務の実施能力を総合的に評価し、相応しい事業者を決定するものです。</p> <p>今回、2事業者から応募があり、健康福祉部及び関係部局の職員で構成する評価委員会において審査を行った結果、社会福祉法人正心会を受託事業者として選定したものです。</p> <p>以上で報告事項の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>説明は終わりました。3項目めの「ハピネス川西相談支援事業所の開設」について、同事業所の管理者を務めておられる中谷委員から、開設後の状況などについてご報告いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>10月1日から12月9日までの相談状況としましては、トータルで延べ相談数114件を承らせていただいております。登録者数につきましては、成人で18名、児童で2名のご相談をお受けしております。</p> <p>障がい種別の内訳としましては、精神の方が8名、身体の方3名、知的の方6名、高次脳機能障害の方1名という内訳で相談を受けております。9日までの集計ですので、今週に入りまして新規の方の相談が入っております。また既に1月で予約を受けております新規の方もいらっしゃいますので、さらに3名ほど増える予定です。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。報告は終わりました。</p> <p>それでは、3件の報告事項について、委員の皆さまからご意見、ご質問がございましたらお受けしますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>「資料2」の2ページ「施設入所者の削減数」というところで、削減数12名ということで目標を達成しておられるんですが、この内訳ですが、全ての方が地域に移行されているのか。お亡くなりになった方も含まれているのか。</p>
事務局	<p>入所者数の削減の内訳ということですが、地域移行による退所は、この「資料2」の(1)に記載しておりますとおり、2名ですので、残りの10名につきましては これは入所と退所の差し引きの数になるのですが 死亡された方や病院へ入院された方、あるいは介護保険施設へ入所された方というふうになっております。</p>
委員	<p>同じく「資料2」の8ページですが、「手話奉仕員養成研修事業」という</p>

審 議 経 過

事務局	<p>ことで、前年度実績ゼロという形になっているんですが、養成講座の今の状況を伺えたらなと思っています。</p> <p>「資料2」の8ページ、下から4行目「手話奉仕員養成研修事業の修了者のうち派遣登録が行われた人数」です。</p> <p>0人ということですが、受講者といたしましては入門講座が10人受講していただきまして、課程を修了されました方が5名となっております。それよりもレベルの高い養成課程の方が受講者数が18名で、全員修了していただいております。修了された方のうち派遣登録をされた方が0人ということですが、この研修を受講されただけでは登録はできないということになっておりまして、ろうあ協会の推薦があって登録ができるということになっております。</p> <p>修了者の中には派遣登録を希望された方もいらっしゃいますが、ろうあ協会の推薦が得られなかったということで、登録がゼロということになっているようです。</p> <p>ろうあ協会では、研修を受けただけですぐに派遣登録をして支援に入るとするのは難しいというご判断があるようです。やはり対人的なコミュニケーション能力であるとか、傾聴 お話を聞きとる力であるとか、そういったことを総合的に評価されているというふうに聞き及んでいるところ です。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p> <p>この際、聞いておきたいことがありましたら、どうぞ聞いてください。</p>
委員	<p>「資料1」の18ページ、コード番号が22104番ですね。「障がい者の職員採用」というところで、こちらの方が身体障がい者対象の職員採用ということで、以前からご指摘があるかと思うんですが、身体障がい者だけではなく、精神の方や知的の方を対象にした雇用というのを検討していただいているのでしょうか。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり、かねてから身体障がい以外の方の採用ということも進めていく必要性というのは、ご指摘をいただいているところですし、市としても必要性、意義というものは十分認識しているところです。</p> <p>職員採用の担当課とも、折に触れて課題としては共有しているところですが、具体的に採用の予定とか見通しが現時点で立っているという状況ではございません。引き続き検討していきたいと思っております。</p>

審 議 経 過

会長	<p>他にございませんか。</p> <p>(発言する者なし)</p>
会長	<p>他にご意見もないようですので、「報告事項」につきましては、以上で終わらせていただきます。</p> <p>それでは次に「協議事項」に移ります。</p> <p>まず、1項目めの「地域生活支援拠点の整備について」です。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは協議事項の1「地域生活支援拠点の整備について」ご説明させていただきます。「資料5」をご覧ください。</p> <p>「地域生活支援拠点の整備」につきましては、先ほども「第4期障がい福祉計画」の成果目標の中で、平成29年度末までに1カ所整備することを目標に掲げているところです。</p> <p>「資料5」の「1.地域の課題」として箇条書きにしておりますが、障がいのある人が住み慣れた地域で永く暮らしていくためには、「地域生活や親元からの自立等に係る相談支援」、あるいは「グループホームへの入居等の体験の機会・場の提供」、「緊急時の受け入れ体制の確保」、「サービス拠点の整備・コーディネーターの配置等による地域の体制づくり」といった機能を強化する必要があると指摘されています。</p> <p>国では、こうした機能を集約した「地域生活支援拠点」を、原則として各市町村に1カ所ずつ整備することを求めており、本市においても「第4期障がい福祉計画」において、1カ所整備をすること目標としているところです。</p> <p>これまで、拠点として整備すべき機能や整備手法について検討してまいりましたが、一定、市としての考え方を整理いたしましたので、委員の皆さまからご意見を頂戴したいと考えております。</p> <p>まず、「2.整備する機能」ですが、先に申しあげました地域の課題を踏まえ、本市に不足しているサービスとして、「生活介護」、「共同生活援助」、「短期入所」、「計画相談支援」の4つのサービスを提供できる施設を整備する必要があると考えております。</p> <p>また、障がいのある人の生活を地域全体で支えるため、本市が相談支援事業を委託している「障がい児(者)地域生活・就業支援センター」及び「ハピネス川西相談支援事業所」によるコーディネート機能との連携を図ることにより、既存の社会資源を含めたサービスの提供体制を構築していくこ</p>

審 議 経 過

	<p>とができればと考えております。</p> <p>次に、整備の手法ですが、市内の既存施設において、先に述べた機能をすべて備えることは困難と考えられることから、民間法人が新たに建設する施設に必要な機能を整備していただく手法を採用することとし、市内で施設の建設を予定している法人と協議を行ってまいりましたが、この度、「特定非営利活動法人 川西市手をつなぐ育成会」との間に、新たに建設を計画されている施設に関し、地域生活支援拠点として整備することについて協議が整ったところです。</p> <p>整備に当たりましては、建設用地として市有地を貸与することとしているほか、国の社会福祉施設等施設整備費補助を受けるため、法人において、補助金交付の窓口となる兵庫県との協議が行われているところです。先日も、阪神北県民局で開催された「阪神北圏域健康福祉推進協議会 介護・福祉部会」において、整備計画案に係るプレゼンテーションが行われたとの報告を受けているところです。</p> <p>なお、国の補助金に関しましては、予算額が非常に限られていることから、すべての整備計画案件に対して補助金が交付されるわけではありません。従いまして、補助金の交付が受けられなかった場合は、開設時期の延期など、整備計画を大幅に見直す可能性があることをご承知おきいただきたいと思っております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>説明は終わりました。</p> <p>何か皆さまからの方からご意見、ご質問等がありましたら、どうぞよろしく申し上げます。</p>
委員	<p>今、行政の方から説明のなされた拠点となる場所、大体どういうものができるのかというのを、大まかで結構ですので説明いただければ。</p> <p>みんな、グループホームやいろんなことができる施設ですか。</p>
会長	<p>事務局、図面などありますか。</p>
事務局	<p>計画としましては、ここに4つのサービス類型を書かせていただいておりますが、この全てを1カ所で実施するという計画になっております。ただ、先ほども申しましたとおり、国庫補助を受けることが前提の事業計画になっておりますので、補助金の採択状況によりましては、この計画内容を見直す必要が出てくることも考えられますので、具体的な図面等につい</p>

審 議 経 過

委員	<p>では、現時点でのご提示は差し控えさせていただきたいと思っております。</p> <p>この拠点となるものは、今説明していただいた、今地域の中で皆さん、ここにも書いてあるように、高齢化になり、親亡き後、色んなことで考えていけないといけないところで、地域の中で生活をやっていきたいといったときに、親から離れて、また親がいなくても生活をやっていける場所としてグループホームっていうのがあると思うんですよね。</p> <p>その中で、これから平成30年ぐらいになったら、スプリンクラーを必ず付けないといけないとかいうことになってきたら、独自の施設を自分らの法人で、NPO法人であろうとどこであろうと、やっていけるかどうかということですね、また、グループホームを立ち上げて、その借家の家主さんがスプリンクラーを付けないでほしいということであったら、今現在、借家でグループホームをやっているところも、やはりスプリンクラーは困りますって言われるんですよね。というのが、もし何かあった時にスプリンクラーで家がダメになっちゃうということで、だからそういう時に建てるだけの資本があるならばいいけど、そういうことではなかったら、これからグループホームを立ち上げていくというところでは、法人自体が難しいというところで、行政はそういうところはどうかお考えなのかなというところをお聞きしたい。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおりでございます。消防法令の規制の強化により、入居される方の障害支援区分によりますが、スプリンクラーの設置が義務付けられているところです。そういったことが、グループホームの開設の支障になっているのではないかと指摘もなされているのは承知をいたしております。</p> <p>県や国に対しても、施設整備の補助金や障害福祉サービスの報酬について、十分な施設整備ができる水準の予算額を確保していただきたいということは、機会を捉えて要望させていただいているところです。</p> <p>また、グループホームの開設にあたりましては、兵庫県と川西市の共同事業としまして、グループホーム新規開設サポート事業を実施していますが、非常に補助金が低額だということもありまして、この補助金があるからグループホームを開くというインセンティブにはなっていないのが実情ではないかなと思っておりますので、この部分についても県に対して、補助額の拡充を要求しているところです。市としても、独自でできることがないかどうかというのは、検討は進めているところです。</p> <p>繰り返しになりますが、ご指摘のとおり、グループホームは非常に、今</p>

審 議 経 過

委員	<p>後大切な社会資源です。必要性も益々増していくということは間違いないというのは認識をしておりますので、この供給が拡大するような取り組みは、どのような方法が取り得るかも含めて、検討してまいりたいと思っております。</p> <p>今、市の方からお答えいただいたんですが、本当にこれから皆さん高齢になり、開設するときに整備するにしても、お家を借りてやっていくにしても、すごく金額が高くなると思うんです。段差をなくすとか。</p> <p>それでも今現在、グループホームを開設するといった時に、本当に何十万ぐらいしか出ないんですよ。それで整備ができるかって言ったら、それは私無理だと思うんです。だから市の方がおっしゃったように、県と市とでバックアップをやっていきたいということで、市独自でも川西の中に、今見てもグループホームって本当に少ないと思うんです。高齢になっても若い方でも、地域の中で親から離れてでも生活をやっていきたいということであるならば、市がもっと力を発揮して皆さんのためにやっていくぐらいのところはありがたいなと思って。</p> <p>でないと、これからグループホームをつくるといった時に、できないと思うんです。借家はダメ。そしたらどんどん皆さん、高齢になっていく。そしたらやはり消防の方で検査が来た時に、「それは付けないといけませんよ」ということになったら、それはもう地域の中で生活をやっていけないかということになってくるんですよ。だから今から、すでに遅いと思うんですが、どんどんどんどん、徐々に地域の中で生活をやっていくのには、借家でもやっていける、それともどうするかということ、もっと考えていただきたいなと思います。</p>
事務局	<p>ご指摘はごもっともです。</p> <p>私ども、毎年障がい者団体の方と懇談をいたしております、その折にも要望は承っているところでございます。今現在できている部分については、ご披露できるんですけども、市も、健康福祉部としては当然進めていきたいと思っておりますけれども、市全体の中で、限られた予算の中で、いろんな配分の中で思うようには付かないという状況で、申し訳ないと思っております。</p> <p>来年度につきましても、今現在、少し検討している部分がありまして、この点につきましても決定しておりません。もし、新たな部分で支援ができることがありましたら、それはまた決まった時点でご報告させていただきたいと思っておりますので、今のところはできる範囲でやっておりますが、結</p>

審 議 経 過

委員	<p>果がでていないのでご披露できませんけれども、引き続き進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。</p> <p>そのとおりなんです。結局こちらの資料を見ても分かりますが、「緊急一時保護事業の実施」ということで、ひまわり荘とかデイサービスで緊急一時保護事業をやっておりますが、これはいわゆるショートステイとはまた違うんです。朝に結局ちょっと早めからやるとか、夕方4時や4時半が定時ですから、これを一日、夕方の1時間やそこら延ばしてもらったって、屁のツッパリにもなりません。</p> <p>これは少なくとも、緊急の場合だったら、ハピネスさんなんかは老人の宿泊施設もありますし、食事関係もちゃんとやっておりますので、緊急の場合はショートステイをやるということになると、ハピネスさんにとっても一つの進歩であり、利用することがありますが、夕方1時間ぐらい延ばしてもらったって、そんなもん屁のツッパリにもなりません。</p> <p>でもハピネスさんなんかは、最近非常に合理的に考えてらっしゃるから、曜日によって全部の、一カ月の時間を設定されています。朝の何時頃に迎えに行く、夕方は何時頃になる、そういうのがちゃんと曜日によって決まっておりますし、日によって入浴の日が週一日。それからその他のときは入浴のない日が一日というようにちゃんとやっけていらっしゃるから事業者としては、ハピネスさんがやってらっしゃるのは非常に堅実なやり方と思うんですが、利用する者にしたらプラスアルファが欲しいところです。このショートステイの方は、これも資料に書いてありますが、今まで「はんしん自立の家」が非常に入りにくかったんですが、最近センターなんかを通して連絡していただくと、比較的「はんしん自立の家」が入りやすくなった感じなんです。</p> <p>ここに書いてありますように、阪神6市の方が「はんしん自立の家」をつくる時にそれぞれお金を出しておりますが、今も運営費の補助をしておりますが、こういう点から「はんしん自立の家」を相当に阪神6市に関しては、努力してくださっているだろうというのは分かるんです。特にここ1年ぐらい非常に入りやすくなりました。これは非常に有難いことだと思っております。もちろんショートステイの場合は他にもありますが、やはり川西市の立地条件を考えた時に、やはり「はんしん自立の家」が非常に利用しやすい立地条件なんです。武田尾の奥だとか、三田の奥だとかいいましたら、車で行くにしてもなかなか30分やそこらで行けないのが現状ですので、ですからこういう形でショートステイの充実ということは有難いことです。</p>
----	---

審 議 経 過

特に市の方は、去年も同じことを仰った。去年も結局ショートステイというものを充実すると同時に、グループホームというものを目下進行中だと去年も仰った。今年も同じことを言いはる。何の進歩がありますか。今さっき仰ったように、結局民間の努力に乗るっていうんですが、なかなかグループホームというのは採算が取りにくいんです。全国的に難しいです。

私、親戚の方に行きまして、横浜に大きな三井グループがつくっている福祉ニュータウンがありますが、ここらあたりも高齢者の人を入れるとか、小さな子どもがいる人たちを入れるとか、非常にユニークな福祉ニュータウンですが、何年間もかかって研究したけども、結局障害者を入れる施設というものは、採算が取れないというのが三井グループ全体の結論でした。というのは、非常に難しいんでしょうね。難しいということは、民間の人の好意にすぎらんじゃなくて、今先ほど仰ったように、市の方が、やはりある程度、赤字を覚悟でも頑張ってみようかという姿勢があるんじゃないかと思います。

私たちの父母の会なんかにしましても、できれば社協あたりがやってくださったらいいのにな、ハピネスがやってくださったらいいのになとは思いますが、やはり社協自身がそれほど裕福ではありませんから、社協がやるっていうのは二の足を踏んでおられる。

そして今度は西宮あたりは、一応人口が多いせいもありますが、社協が経営しております。そういうところがあるし、伊丹あたりも非常に川西と人口がほとんど変わらないのに、ショートステイのようなものが2カ所ばかりあります。宝塚もあります。三田にすらそれに近いものがあり、結局阪神6市のうちで何も無いのは川西だけですからね。自慢になりません。事業所はないし、そりゃ予算の面もしんどいというのは分かるんですけど、やはり障害者を持つ親としたら、できれば採算ということ以外に、阪神6市の中で川西が恥ずかしいという意識を持ってくださらないといけないと思うんです。どうもそういう点が恥ずかしいと思わないのか、結局黒字にしなければいけない、黒字にしなければいけないというのが、市の形じゃないかなと思うんです。その点、安田先生がその社協のチーフになられまして、ものすごく期待しております。

市の方も、採算ということを考えて、非常に難しいとよく分かるんですけども、やはり出来れば長年住み慣れた川西市内ですっと住んでいきたいというのが、親たちも子どもたちも気持ちだと思いますので、市の方も今一つ努力をしていただきたいと思います。

自分で建物を建てるから、運営は市の方がやったださらんかというよ

審 議 経 過

	<p>うなことを、正式ではありませんが要望したこともございますが、市の方では、施設を寄付してくださるということを前提にすれば、市の建築条例に従って耐震性とか防火設備とか、いろんな市の基準に全部沿ってもらわないと具合が悪いんだというふうに、間接的に聞きましたからそれもよく分かるんですが、耐震性、耐震性って言われても、川西は比較的固い地盤の上に建っておりますから、そんなに杓子定規に言われなくても、こういうふうに父母の会あたりが建物を建てるから、運営だけをやっていただければいいんじゃないかなと思います。</p>
委員	<p>市がグループホームを建築してもらったら一番助かるんですが、なかなか良い返事もいただけませんで、民間の住宅メーカーが家主さんとマッチングして、施設を建てるっていうことを進めてくれているんですが、なかなか川西でいざっていうとぼしょってしまうんです。一般の民間の家主さんですので、やっぱり財産を減らしたくないとかいろいろなことがあると思いますので、民間の家主さんとの取引と同じように、家賃を払ったり、入居一時金とかいうのも払ってはいきますので、市が持っている土地をそれに充てていただくようにならないかなって思っているんです。</p> <p>そこに8人から10人ぐらいの小規模なグループホームですけど、それが理想的なことですし、それが増えていくのを望んでいるのに、今現在、先の見通しは立っていないようですので、そういったことも考えに入れていただければということをお願いして発言させていただきました。</p>
事務局	<p>ただ今のご指摘のハウスメーカーのグループホームの取り組みは、土地を持っていらっしゃる方の資産活用として、その土地の所有者がハウスメーカーでグループホームを建てて、長期間、グループホームを運営する法人に貸し付けるという形の事業モデルというふうに理解していますので、土地の提供ということは、基本的には必要ないのではないかと考えております。市が土地を提供するのではなく、土地を持っている人が建物を建てるということですので、問題は運営していただく法人が見つかるかどうかということが一つと、もう一つは、障害者施設に対する地元の理解といった部分に対する啓発といったところが必要になるのではないかなというふうに思っておりますので、そういった部分については、運営しようとしている法人と連携、協力して、できることは市としてもしていきたいというふうに思っています。</p> <p>先ほど委員からご指摘のありました、グループホームとショートステイ</p>

審 議 経 過

	<p>の件ですが、一つも進歩していないということなんですが、事業所の数としては、グループホームについては今年に入ってから2カ所新しくできています。短期入所（ショートステイ）についても昨年1カ所、今年も1カ所できています。</p> <p>ただ、主たる対象者がいずれも知的障害の方というところで、委員がご希望されているような、重度の身体障害の方を対象としたグループホームやショートステイというのは、まだできていないというのが現状です。以上です。</p> <p>住宅会社が主体となってローンを組む、私も経験がありますので。要は住宅会社が儲けるため、土地のオーナーは安定した収益を得るため。リスクは利用するところが負うという仕組みになっていますので、話を聞いたこともありますけど、利用する側にとって極めてリスクが高い。住宅会社とオーナーのカネの制度ですから。そういった話があった時は、良く見分けないと。</p>
委員	<p>それが一般の家主さんでしたら、資産運用ということですけど、相手が市だったらどうなるのですか。</p>
事務局	<p>ご質問は、市が建物を建ててということですか。</p>
委員	<p>市がしてくれはることを、市が利益を持ってもいいからということで、それをお願いすることはできないんですか。</p>
事務局	<p>市が建物を建てて、運営は民間でということですね。それは従来からあるような、グループホームでは実績はないですけど、例えば、かつてのハピネス川西のようなものが、そういう形態です。今は譲渡しましたが、従来は、建物は市が建てて、運営を社会福祉法人にお願いしていました。</p>
委員	<p>5年先、10年先、一番私たちが欲しいっていうのが、グループホームですから、それをとりあえず形にしたいと思うと、それを除かれてると難しいと思うんですね。</p>
事務局	<p>グループホームそのものを市が建てるという方法は、ちょっと難しいと思います。グループホームだけではなく、基本的に、施設、ハードを市が保有するというについては、抑制的な姿勢です。</p>

審 議 経 過

	<p>というのは、やはりそれは長期的な負担になることなので、最近では、P F Iのように、民間事業者に建物を建ててもらって、一定期間運営してもらって、10年後、30年後に民間事業者が収益を回収した後に、その施設の所有権を市の方に譲渡していただく、そういったやり方を探ることはありますけど、建物を市が建てて、運営していくということは難しいと思います。コンセンサスが得られないということです。</p> <p>先ほどの土地活用の話ですけど、リスクを運営する側がだけが負うというご指摘ですが、それはちょっと一面的な見方ではないかと思います。それは、市が施設を建てて、民間が運営するという場合であっても、受けるリスクは同じだと思いますので、民間事業者が、あるいは土地のオーナーが建物を建てて法人に貸し付けるという方法が、運営する法人にとってリスクが特に高いことはないと思います。むしろ、運営する法人にとっては初期経費がかからないわけですから、やり方としては、施設整備をする上で非常に有効ではないかと思います。</p>
委員	<p>「資料1」18ページの一番下「市役所での職場実習の実施」ですね。前回いただいた資料を見ましたら、「インターンシップの希望に対し、受け入れ可能な職場を検討」って書いてありますけど、これ皆さん職場の人は嫌がっているんですかね。</p>
事務局	<p>ご存じのとおり、市役所は職員数が削減されていっていますので、どこの職場も余裕がないのは事実だと思います。職員も多かれ少なかれ、残業をして仕事を何とか回している状況ですので、障害のある人だからどうこうということではなくて、インターンシップを受け入れると、その人に対して、やはりある程度人を付けて仕事を教えたりしていかないとはいけません。これは大学生のインターンシップでも同じことなんですけども、そういった部分に手を取られるということについて、なかなか理解が得られない。障害のあるなしということでは必ずしもないというふうに思います。</p>
委員	<p>「資料5」の地域生活支援拠点の整備についてですが、ハピネス相談支援事業所の名前が入っているんですけど、この情報、全く私今回初めて見るという状況で、こういった情報はまた今後おいおい教えていただけないかということかということが1点と、地域生活支援拠点という名前だけですと、障害者の区別は縛られていないような感じはするんですけど、今のご報告で「手をつなぐ育成会」さんがされるということであれば、知的の方に縛られるのか、この2点を教えていただければと思います。</p>

審 議 経 過

事務局	<p>この進捗状況につきましては、適宜ご報告したいと思っております。</p> <p>それから、対象の障害種別ですけれども、将来的には障害の種別を問わず受け入れをしていただく、地域生活支援拠点についてはそういう方向性が望ましいというふうに思っておりますし、ここ1カ所だけで川西の地域の課題が全て解消できるというものでもございませんので、次の施設拠点としての機能を果たす施設ということも、今後考えていく必要があると思っております。</p> <p>開設当初は運営法人の特性であるとか、人員確保の問題等もありますので、主たる障害種別を特定する可能性はないとは言えない状況です。</p>
会長	<p>他にございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（発言する者なし）</p>
会長	<p>なければ、本件につきましての報告は終了させていただきます。</p> <p>次に、第2項目めの「障がい者自立支援協議会のあり方について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、協議事項の2項目め、「障がい者自立支援協議会のあり方について」ご説明させていただきます。</p> <p>「資料6」をご覧ください。障がい者自立支援協議会は、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化や地域の実情に応じた体制の整備について協議するため設置している、大変重要な協議会です。</p> <p>冒頭でもお詫び申し上げましたが、本市においては、自立支援協議会が十分機能していないとの指摘を各方面から受けております。また、事務局といたしましても、別途設置している「障害者施策推進協議会」との役割分担が明確でないとの問題意識を持っており、本協議会が期待される役割を果たしていくため、協議会のあり方をいま一度見直す必要があると考えているところです。</p> <p>つきましては、委員の皆さまから率直なご意見を頂戴し、見直しの方向性を定めてまいりたいと考えております。</p> <p>ご協議に先立ち、障がい者自立支援協議会の位置づけや役割について、改めてご説明させていただきます。</p> <p>障がい者自立支援協議会は、障害者総合支援法第89条の3の規定に基づき設置しているものです。</p> <p>その役割につきまして、国では、厚生労働省障害保健福祉部長通知など</p>

審 議 経 過

により、2番に記載しているように説明しています。

基本的な役割といたしましては、相談支援事業をはじめとする地域における障がい者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置し、協議会の場で明らかとなった課題等を踏まえ、障害福祉サービスの提供体制の整備や、インフォーマルな社会資源を含めた地域における障がい者等の支援体制の整備に努めることや、その検討に当たっては、課題別の専門部会を設置するなど、地域の実情に応じた活動の活性化に向けた取り組みを行うことが必要である、としております。

また、主な機能としては、地域における障がい者等への支援体制に関する課題の共有、地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握、地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議、地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取り組み、個別事例への支援のあり方に関する協議・調整、地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告、市町村から障がい者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価、

基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議・事業実績の検証、障がい者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議、市町村障がい福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言、専門部会の設置、運営などとしております。

加えて、協議会の設置、運営に当たっては、地域における障がい者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかとなった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて支援体制の整備につなげていく取り組みを着実に進めていくことが重要であるため、指定相談支援事業者が協議会に積極的に関与することが必要であり、特に地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが協議会の運営の中心的な役割を担うことにより、効果的に運営を行っていくことが考えられるとしております。

次に、3番、障害者施策推進協議会との役割分担についてですが、障害者施策推進協議会は、障害者基本法第36条の規定に基づく合議制の機関として設置しているもので、本市における障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項、及び関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議することを目的としております。

主に、障がい者福祉計画の策定に関することをはじめ、本市の障がい者施策の推進にあたり、重要な事項についてご審議いただいております。委員構成につきましては、(2)に記載しているとおりで、現在の委員数は15名です。

次のページには、本協議会のこれまでの開催実績を記載しておりますの

審 議 経 過

	<p>で、ご参照ください。</p> <p>ご説明申し上げました本協議会に求められている役割等を踏まえ、障がいのある人に対する地域の支援が充実していきますよう、協議会の構成や開催方法など、今後のあり方につきまして、ご協議くださいますようお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>説明は終わりました。</p> <p>それでは、委員の皆さまからご意見、ご質問等をお受したいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>自立支援協議会を運営していくためには、全体会以外に実際の課題ごとの作業部会というのが必要になってくると思うんです。これまで障害児者の相談支援については、社協1カ所という形になっていまして、川西さくら園が18歳未満の方を対象に、川西市障がい児(者)地域生活・就業支援センターが18歳以上の方を対象に実施してまいりました。</p> <p>先ほどの報告にありましたとおり、10月からハピネス川西さんが相談支援を開始していただきましたし、11月にはプラスワンケアサポートさんが相談支援に参入していただきました。相談支援事業所が複数になってきましたので、これを契機に相談支援事業所間の連絡会議を定期的に持っております。その中で情報交換等を行っている次第なんです、その会議の中で前回出て参りました、作業部会の中に相談支援の部会を設けていただけないかなと考えております。</p> <p>もちろん、相談支援を行う上での色々な課題であるとか、個別支援の事例等を通しまして、支援のあり方等について協議をする場にしたいと考えています。その中で出てきました課題であるとか困難事例もありますので、そういったものについて全体会に上げさせていただいて、新たに皆さんにご協議いただければと考えています。</p> <p>今後、部会を設置するという段階に、もちろん早急に決めていかないといけないんですが、そういった場面になる場合があると思いますので、そういった場合は皆さんでご検討いただければと考えておりますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>今、委員から具体的な提案があったんですが、何か皆さんの方でこの提案に対してご意見等がございましたらよろしくをお願いします。</p> <p>事務局の方で、この提案に対して何かありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>具体的なご提案をいただきまして、ありがとうございます。</p>

審 議 経 過

	<p>まさにご指摘のとおり思っております、個別の事例等の中で出てくる共通の課題を全体の会議で共有して、それに対する解決の方策を見出していくというのが、自立支援協議会のスタンダードなあり方かというふうに思っておりますので、自立支援協議会の皆さまそれぞれが、支援の現場、あるいは障害のある当事者やご家族の皆さまでいらっしゃいますので、それぞれに日頃の生活や活動、お仕事の中で障害者支援の課題というものを見ておられるというふうに思います。そういった部分も議題として上げていただいて改善策というものをご協議いただくという方向性にしていくためにも、そういった事例を検討するような部会を設置していく。ざっくりと話し合いができる場というものを別途設けるということは、非常に有効ではないかというふうに思っております。</p>
委員	<p>作業部会ですが、具体的に他市でもいいし、例えばどんな部会があるかというのは。</p>
事務局	<p>他市の事例を、手もとに持ち合わせていないのですが、一般的によくある部会としては、就労支援部会、子ども支援部会、権利擁護部会、そういったのが一般的には設けられているというふうに認識しています。</p>
委員	<p>堺市では、まず自立支援協議会の委員に、当事者も応募できて、今だと私も精神障害の一人ですが、他の知的や重複障害の方、重度障害の方という形でされていて、成功されている例があります。</p> <p>部会についても、当事者部会というのがしっかりありまして、私もそうなのですが、こういった場で発言するのがすごく緊張して喋りづらいんですが、やはり思っていることは、いろんな障害それぞれお持ちの方も、そういった支援されてる側の意見というか、それぞれ皆さんお持ちだと思うので、家族は別として当事者がそういった形で動けるという方っていうのは限られてくると思うんですが、最初は小さな形でも、始めていくことによって増えていくんじゃないかなと思います。当事者部会というのも他市ではあるかと思うので、ご検討いただければと思います。</p>
会長	<p>今、部会を設置したらどうかということで、いろんな部会の種類の名前が挙がってきましたけど、先ほどの事務局の説明の中で、設置するに当たって議案で決議する必要がありますか。ただ単に作りましょうかという訳にはいかないのでは。そのへんのところ、ちょっと説明してください。</p>

審 議 経 過

事務局	<p>この自立支援協議会については、市の要綱で組織の構成等を定めています。この要綱を必要に応じて改正することはできますので、この協議会の中で部会の設置に関してご提案いただいておりますが、こういった部会が必要ではないか、あるいは部会の構成員をどのような形にするかということをご協議いただきましたら、事務局で整理して、協議会の見直し案として提示させていただきたいと思っております。</p>
会長	<p>ということなんですけども、皆さんどうですか。</p> <p>委員から部会を設置してはどうかという提案がありました。他の委員からも、もうちょっと違う何種類かの部会のあり方の提案もありましたが、どうですか、皆さん。</p> <p>その提案で、それやったら作ろうという意向であったら、事務局はその要綱の中で設置していくということですので、あとの細かいことは事務局である程度お任せしないといけません、まず部会を設置するかどうかですね。どうですか。</p> <p>相談支援部会を作ってほしいというご意見や、別の委員からはちょっと違う部会があると、こういう部会があるという提案があつて。そういう部会を作るか作らないか、それを皆さんのご意見を聞いて、それをもって事務局で、要綱の中でどういう部会を設置していくかというのをまた検討してもらったらいいいと思うんですけど。</p>
委員	<p>あまりたくさんの方の会議を、あれもこれもとしても、收拾がつかないというか、皆さんが考えている、こういう部会はどうか、その中で二つやったら二つぐらい挙げてやっていくという。今一番何が大事であるかっていうところで、行政もお分かりだと思つので。</p>
会長	<p>要綱で設置できることとなっているので、皆さんが作るという意向であれば事務局で検討して、一つ提案があつた、相談支援の部会という形で設置できるということですか。</p>
事務局	<p>要綱で組織を決めることができますので、この協議会でこういう課題を協議するためのこういう部会を設置する、ということについて、皆さんの合意が得られましたら、それに合わせた法制的な整備は事務局でさせていただきます。</p> <p>何を協議するのか中身が大事かと思つますので、何を協議するためのこういった部会で、そのためにはどういったメンバーが必要かというところ</p>

審 議 経 過

会長	<p>を皆さんでご協議いただいて、合意を得ていただければと思います。</p> <p>今事務局が言うように、急にこういう話が出てきましたけど、委員からは実際に相談支援事業所が増えてきたから、相談支援の部会を作りたいという提案があったんですが、今言って皆さん具体的にはたぶん出てこないと思いますので、次回までに考えて来てもらって、今回はまず委員から出てきた相談支援の部会を作っていただきたいという提案があったんですけど、そのへんはどうですか。よろしいでしょうか。</p> <p>(「結構です」の声あり)</p>
会長	<p>そしたら、まず相談支援に関する部会を設置していくという形で事務局でやっていただいたら、メンバーもハッキリしていますので。</p> <p>次回にもっとこんな部会も作ってほしいという声があれば、またそこで検討していくという形でよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
会長	<p>そうしましたら、そうさせていただきます。</p> <p>それでは、委員の皆さんからいただきましたご意見を踏まえて、次回の協議会において、今後の障がい者自立支援協議会の構成等について検討していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>「障がい者自立支援協議会のあり方について」の協議は以上で終わります。以上で、本日予定しておりました議事はすべて終了しました。</p> <p>それでは、「その他」でございます。</p> <p>事務局から連絡事項はありませんか。</p>
事務局	<p>次回の会議ですが、今のところ3月15日を予定しております。正式なご案内は改めて文書でお知らせさせていただきます。</p>
会長	<p>以上で、平成28年度第1回川西市障がい者自立支援協議会を閉会いたします。ご苦労様でした。</p> <p>開 会 (午後2時45分)</p>